

# 食料・農業・農村基本法見直しへの意見

2023年9月11日  
日本の種子(たね)を守る会

食料とエネルギー危機の時代にあつて、農業の基本である農地、水、種子の安定確保をあらためて国の責務とすること。農業・農村の保全は、日本の文化と環境等の暮らしの基盤として明確にし、これを政府の責務とする基本法の理念を守ること。

特に種子条例制定が34道県に至ったことから、国の責務としてもこれを法に明示すること。

- 1、日本の主要農作物の種子を保全し、その優良種子の開発と農家への低価格での提供を保持すること。世界的異常気象や戦争等の環境激変における種子の安定供給を保障すること。
- 2、優良種子の安定的確保は農民の権利であり、その自家採種と自家増殖の権利を保障すること。世界の国々で守られている農民の権利としてこれを法的に明確にすること。
- 3、日本各地の在来種等の種子を保全し国民が継続的に栽培できる条件を整えること。世界に誇る日本の伝統野菜や育種技術、知見を守る公的機関を堅持、発展させること。
- 4、国の農業専門研究機関の継続、強化の明文化を求める。  
温暖で多様な気候と土地の日本独自の風土を活かした種子開発育種技術を保全し安定的に供給できるよう種子栽培農家が存続できる支援策を定めること。農家の参画なしに小規模多機能の日本農業は存続し得ないこと。
- 5、大手種子企業等を優遇し公的資産を譲渡する政策を禁止すること  
国の種子の技術を民間に非公開で譲渡し、かつ開発体制を丸投げすることは国民共有財産への毀損であり、直ちに見直すこと。
- 6、世界の巨大な化学企業による遺伝子操作種子の侵出を規制すること。  
国内でのゲノム編集を含む遺伝子操作技術についても安全性と環境影響評価を厳格にし、種子への表示を義務付け、規制を強化すること。  
とくに遺伝子操作による単一種の全国栽培は病害等による大きな危険が伴うこと。すでに開発先進国でその異常が見られていること。こうした事態への予防措置を国の責任とすべきである。

\*なお、2023年春に純度不足による提供中止に端を發して判明した大手企業のコメのF1種子「みつひかり」の種苗法表示義務違反(偽装)による農家への損害と供給停止における国の責任を明確化すべきである。

以上